

みず 水

ぐるま 車



(財)新松戸郷土資料館館報

第3号



財団法人 新松戸郷土資料館

〒270 千葉県松戸市新松戸3-27

新松戸市民センター(三階)

電話 0473-44-1909

発行年月日 昭和63年1月末日

もくじ

- ◇八木乃橋……………1
- ◇江戸川と坂川……………2
- ◇坂川の源流……………3
- ◇河川工事の始まり・江戸時代の河川工事
河川行政と河川の推移……………4・5
- ◇坂川の橋の名称……………5
- ◇江戸川・坂川の洪水と治水年表・水利権…6
- ◇余録・下谷の年中行事と農事暦
新松戸の野鳥……………7
- ◇民具シリーズ「泥さらい」・日誌抄……………8

江戸川と 坂川



江戸川左岸地帯は明治から昭和初期にかけて「下谷三千石」と呼ばれ上質の糯米がとれた一大美田地帯でした。

江戸時代から延々と続いてきた江戸川左岸地帯の水との戦いは、明治期に入ってもとどまることなく、江戸川、坂川の洪水はほとんど毎年のようにくり返されてきました。

全国最大の河川である利根川は江戸時代以来水害の止む時がなく、それにつらなる江戸川の堤防は出水のたびに決壊し、沿岸低湿地に水田を所有する村々の被害は大きく、明治期だけでも二十数回にも及ぶ被害を受けています。下谷地区のほぼ中央を流れる坂川の治水は、江戸時代からの人々の最大の悲願でした。坂川は江戸川との合流点での落差がほとんどなく、降雨による江戸川のわずかな水位の上昇や、台地からの出水

によって排水が極度に阻害され、低地一帯は水害の絶えることがありませんでした。

江戸川沿いにあるこの下谷地区は稲作を中心とした農業生産地域でした。しかしこの江戸川左岸地域は一年中田の土が見えることがないほど水はけの悪い所でした。まさに水との戦いに明けくれたといっても過言ではないほど近年まで悩まされつづけてきました。低地の集落の中には古くから網の目のように用排水路が堀られ、田舟は農作業に欠くことのできない重要な農具でした。明治後期にできた耕地地図には「舟付場」という小字名が記録されており、いかに水とのかかわりが深い地域であったかが分ります。

特に水はけの悪かった地域は、流山巴^{のみ}ノ起（現在の南流山小、中学校附近）、松戸市小金大谷（現在の西パーク附近、松戸市小金北割^{きたわり}（中央公園附近）、小金三反割^{さんたんわり}（新松戸南小から南中附近）、松戸市伝兵衛新田蓮田（馬橋旭大橋附近）、松戸市稗田耕地、伝兵衛新田義呂^{よしろう}（日大歯科附近）、松戸市古ヶ崎牛発^{うしはち}（松戸農協栄町支店附近）、松戸市菖蒲沼（馬橋高校附近）などで畦などなく

杭を立てて境界線とするほどでした。このような深い水田には、客土^{きやくど}といって川ざらいをした土を入れ、少しでも地盤を高くする努力がなされませんでした。また、川ざらいをした土は泥^{どろ}肥として肥料に利用しました。胸までつかるほどのこうした深い田の農作業には必ず田舟が使われました。毎年二月下旬から三月にかけての渇水期におこなわれた泥ざらいは、下谷の農家にとって重要な年中行事の一つでした。坂川本流の泥ざらいについては、関係各町村の耕作面積・所有面積・戸数などに応じて持ち場が決められており、村々をあげていっせいにを行いました。

昭和四十年代に機械が導入されるまではドロハライ・ヘドロカキ・ジョレン・ウツル・スキなどを用い、まったくの手作業で泥ざらいを行っていました。坂川は下谷に住む人々に長年にわたって被害を及ぼしつづけてきましたが一方では人々に恵みを与える川でもありました。

坂川沿岸の人々はそのほとんどが農業で生計を立てていたので、中には半農半漁でくらす家も何軒かありました。都市化が進んだ現在の

様子からはとても想像できませんが今から二十数年前までの坂川は小魚の宝庫でした。ここで採れた小魚は下谷の人々の食生活にとって貴重な蛋白源となりました。

坂川にくらべると江戸川では本格



的な漁業が行われていました。戦前まではアユ、エビ、ボラ等が沢山採れたのですが、戦後は工場排水などで水が汚染されこれらの魚も姿を消してしまいました。

水のきれいだった頃の坂川で人々は洗濯をしたり、野菜を洗ったり日常生活と深いかかわりを持っていました。この川で泳いだり、魚を採ったり、下谷の子供達には恰好の遊び場所でした。坂川の堤には榎の木、トネリコ、桜、花桃などの木が植えられており、これらの木が花をつける春には見事でした。トネリコは成長の早い木で、燃料の少ない下谷では

ワラ、靱と共に重宝がられました。榉の木は湿地帯に育つ木で、高さが七、八米にもなり、この木に榉を渡して稲架にしたのです。水路を田舟で運んできた榉を土手にある稲架に掛けるのはとても便利でした。こうした下谷の風景も水の汚染が目立ちはじめ昭和四十年を境として見られなくなりました。

坂川の橋と長さ



新松戸を横ぎり江戸川へとつながっている坂川は、東山、酒井根、横作、南増尾、小新山、新林、金ヶ作木戸前、栗ヶ沢新田からの湧水が源となっています。

坂川の東の源である柏市酒井根の①大清水は、現在宅地造成の只中にあり、小高い丘に囲まれた窪地には一握の木が茂り、坂川の源である湧水がわずかに出ている気配で、②柏市東山の遊水池、③広池学園附近、



④松戸市根本内、流山市前ヶ崎城山の遊水池を経て、⑤松戸市東平賀からやつと川らしい体裁になります。この東平賀へは久保平賀、きよしが丘からの野川が流れ込み、地図上にも富士川として記載される地点です。富士川の源の各々の遊水池は、柏、流山、松戸の各市にまたがっていてその三市の管理下に置かれています。その為にかえって管理面でのむずかしさがあるのか少々荒れ、遊水池附近の方の話によると、どじょう、塩辛とんぼ等もいて、今年も虫も見かけたとのこと、適切な管理がされればもつと自然がもどるかもしれませぬ。⑤の地点のちようど東葛建築という建物の前の水深はかなりありここには錦鯉がたくさんいます。

坂川の支流は今でも水がきれいです。坂川へ注いでいる支流は多岐にわかれて、源流①前平井、後平井（野々下）は県立流山青年の家の北側百メートルの所にあり、自然の湧水が人工池へ注がれています。この一帯は昔の水田の面影もなく、総合運動公園等、公共施設が多く作られています。しかし公園はまだ湿地帯だった跡をとどめて、周囲に緑が多いため、野鳥の楽園でもあります。公園の一隅に湧水が出ているが、この水の源は埋立てでありわからない。もう一つの源はすでに枯れ果てて、この湧水が園内の人工池へと注ぎこみ、この池から又、次の②古間木への流れとなり、地図上には野川として書き込まれていますが、野々下、長崎へと流れが整い、この辺りで三、四本の川が合流してやつと川としての型が整い始めます。ちょうど③野々下の団地坂下の辺りであり、ここは富士見橋から富士川まで二百メートルくらいあり、これからが坂川となります。④豊四季、松ヶ丘、名都借を通り坂川へ入る川には家庭用雑排水が流れこみ、ひどく汚れていて、この合流地点から特に汚れがひどく上図の⑤附近の上富士川と平賀川とが合流する地点も汚れがひどかったが、それも同様に平賀川からの家庭用排水のためであり、現在の

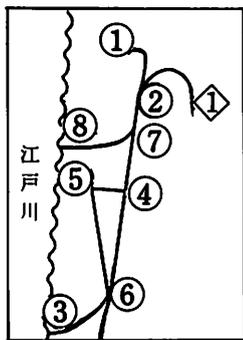
時点で考えられることは、坂川の汚水は上流の一部の野川に原因の一端があるようです。



坂川は、東の源流の大清水からの流れと、西の源流の野々下からの流れによって成り立っています。そして下流は、柳原桶門までですが、今回取り上げる坂川は、堂の口橋（赤吹桶門）までとします。

坂川に架かる橋は（図参照）①から③までの間の橋は、架け替え中のものも含めて現在39橋あります。①から②までの根本内橋から八木南橋までの間は、名前の無い小さな橋が3橋あり、⑦から⑧までの北千葉導水路（坂川放水路）には7橋が架けられています。坂川の長さは①の野々下から②の合流地点までが約2205m、①の大清水から②の合流地点までが約

3180mあり、ここからが一本の坂川の流れとなります。②の地点から③の赤吹桶門までは約8925m、横六間川の④西栄町3-1123番地から、⑤西栄町3-1112番地までが約390m、⑤から⑥の古ヶ崎橋までの縦六間川は、約2880mとなっています。新松戸の区画整理後、昭和57年5月に完成した北千葉導水路(坂川放水路)は⑦の関の橋から⑧主水機場までが約1500m弱あります。この北千葉導水路が江戸川へそそぐ地点の中洲あたりは、初冬から早春まで毎年水鳥の宝庫となります。



河川工事の始まり

河川工事の始まりは、慶長八年に幕府を開いた徳川家康の分身万能代官である伊奈熊蔵忠次(備前守)によってはじまりました。その後二百年間にもわたって伊奈家は治水や、灌漑工事を行いました。幕府における河川技術はもっぱら「伊奈流」あ

るいは「関東流」という流儀によりました。「関東流」は武田信玄の河川技術である「甲州流」をもとにしてつくられました。「甲州流」は急流河川に用いられ、雁行形をなす不連続堤(霞堤)を設けることに特徴があります。「関東流」では普通の洪水は自然堤防や、部分的に築いた低い堤防で防ぎました。大洪水の時はその堤防を越流させて、堤防際に設けた遊水池に滞溜させ、それをさらに内側に設けた控え堤で防ぐ方法をとりました。しかしこの二百年間続いた伊奈家も、寛政四年(一七九二)閏三月、お家の内紛によって関東郡代を罷免され、廃絶となりました。

江戸時代の河川工事

江戸時代の河川工事(川普請)は幕藩領主が行った「普請」と農民が自分たちで資材や人足を負担して行った「自普請」に大別できます。私達の町を流れる坂川は「自普請」によって出来ました。

普請には「公儀普請」幕府自らの支出で行うもの。「大名手伝普請」幕府が特定の大名に工事費用を負担させるもので、一部は幕府が負担し

ました。「国役普請」二十万石以上の大名は、今まで通り自力普請しなければなりません。それ以下の大名領、旗本領、寺社領は国役普請にするというものでした。「領主普請」は幕府が幕府領、藩が藩領、旗本が旗本領に対して行った工事のことで

河川行政と河川の推移

明治の初めから同七年頃まで河川事業の機構は、何回か変化がありました。しかし、それ以後は内務省が廃止される昭和二十二年十二月三十一日までの七十四年間にわたって、行政を取り扱いました。

明治二十九年に河川法が制定されるまで、河川に関する法律は未整理のまま、国は主として舟運の便を図ることを目的とした低水工事を直轄事業として実施していました。

洪水防御を目的とした高水工事は地方が行っていました。理由としては、全国的な運輸交通路として河川航路が重要だったこと、高水工事を実施するには国家財政基盤が貧弱だったこと、行政組織も不完全だったこと等があげられます。

明治二十二年大日本帝国憲法発布

後の帝国議会でも、地方出身の議員たちは治水事業の促進を強く要望しました。その頃から社会経済的な状況も大きく変化して、鉄道の発達によって舟運の重要性が相対的に低下しました。明治二十年代後半から次々と鉄道網が整備されるにもなつて、舟運の地位が下がり低水工事の必要がなくなっていました。

明治二十七年の日清戦争による国家財政の拡大という社会情勢を背景として、本格的な河川改修の基盤が整い治水三法が明治二十九年四月八日に公布されました。それによって、旧幕時代から関係が深かったオランダの技師を招聘し、技術の導入を図りました。明治五年四月に来日したファン・ドールンは「治水総論」を著したその中に河川工学の具体例として「大きく湾曲している松戸地先の江戸川は、流水の疏通と川岸の保護のためには河道を直線化するればよいが、それには極めて多額の費用がかかる。そこで水剎を設置して水衝部を守れば費用も安いし、効果も上がり最適な対策となる」と重要な指摘をしています。またその後の「日本治水の説」では、江戸川の流路は利根川の約半分、しかも勾配は利

江戸川・坂川の洪水と治水年表

年代	事項
明治3・7	大暴風雨。江戸川堤防決壊
" 23・8	洪水
" 29・9	洪水
" 36・1	坂川普通水利組合の設立
" 36	松戸町下矢切地先の柳原桶門改築
" 39	古ヶ崎地先に排水機を設置
" 42・10	桶野口地先に三台の排水機設置
" 43・8	洪水・権現堂堤防決壊
大正6・10	江戸川大洪水・東京湾岸海嘯起る
" 12	関東大震災のため柳原桶門修理
昭和5・9	赤吹桶門改築
" 7・10	県営坂川沿岸農業水利改良事業の起工
" 7・10	流山地先にヂーゼルエンジン揚水機を設置
" 7・10	東西幹線用水路新坂川の堀さく
" 13・6	豪雨
" 13・9	台風・洪水
" 14	伝兵衛新田に排水機設置
" 16・7	台風
" 18	流山の揚水機改修
" 22・9	キャサリーン台風・江戸川大洪水
" 24・8	キティ台風
" 25	県営農業水利事業の竣工
" 27・4	坂川普通水利組合を坂川土地改良区に改称
" 33	団体営かんがい排水事業の起工・新坂川の改修
" 33	洪水
" 36・12	江戸川堤防の拡幅工事・坂川の護岸工事 桶野口の坂川排水機場を経費一億円で完成

昭和39・8

豪雨で下谷地区浸水

" 45・4

松戸市新松戸中央土地区画整理組合設立認可申請

" 52・4

新松戸地区上下水道使用開始

" 52

農業用水合理化事業に着手

" 56・10

台風二十四号による新松戸地区浸水

" 57・5

北千葉導水路新松戸排水機場の完成

●水利権

特定の企業者、公共団体、一定地域間の住民、耕地や森林の所有者が独占排他的に継続して、公水、殊に河川の水を引用し又は、水面を利用できる権利。

●水利組合

水利、土工に関する事業を営むために地方公共団体または、一定の地域内の土地家屋所有者によって組織した公法人。水利組合と水害予防組合とがあつたが、一九四九年土地改良法が制定され、前者は土地改良区と改称。

●水利地益税

目的税の一。水利、都市、林道の事業その他、土地または山林の利益となるべき事業の実施の費用にあて、これらの事業で特に利益を受ける土

地、または家屋に対して課する地方税。

●水利防害罪

提防決壊、水門破壊、その他水利を妨害することによって成立する犯罪。

村総出の泥さらい



余録

○坂川べりはかつて植物の宝庫でした。川には柳藻、石菖藻、栃鏡などの川藻が生えていました。又河骨も群生し、まこもは地下茎を五月の下旬位に抜きとり、生食するとやや甘味があり、美味でした。川べりは匂草蒲、半夏生、菖蒲、どくだみ、くこ等が生え、くこは春は芽つみをしてくこ飯、煮物、佃煮等にし、秋は実をつみました。

○大正から昭和の初期まで肥船という五十荷船によって藻刈を行いました。後尾にスクリューを水平につけたような藻刈機を、土手からロープで曳き、樋の口から横須賀の関まで年数回刈り、水の流れをよくしました。
○思井の関は幸田、芝崎、思井の三村にまたがっていますが、水利権を持つている鱒ヶ崎が管理をしました。現在の宮園団地の西側に水路を堀り鱒ヶ崎の駅前を通り、鱒ヶ崎の田に用水として利用され、水利権を持たない三村は、この関のために排水することが出来ず困りました。現在、坂川土地改良区流山の用水機場が出来、鱒ヶ崎は思井の関を放棄し、現在は遊水池の様になっています。

下谷の年中行事と農事暦

月	日	行事名	内容
一月	一日	元旦祭	家内安全、豊作を祈願する。
	七日	七草	七草がゆ
	十一日	遊開き	家からみてあきの方の田を五ヶ所ほど耕し、野菜、洗い米、塩、魚、酒を供え樽に幣紙をつけて奉納する。
	十四日	繭玉	餅をマユに形どつたものと、花を川柳の木に飾る。マユの豊作を祈願する。
	十五日	小豆粥	小豆の入った粥を食べる。
	二十日	稲の花(朝)	
	二十五日	えびす講社(天神講)	魚の大漁祈願
	二月一日	疱瘡(日待)	天然痘にかからないように神様に祈願する。
	午の日	初午祭	二月はじめの午の日の祭。
	三日	節分会	農具の手入れ。作業豆まき。
	八日	節句	衣のつくろい。
三月	三日	節句	
	八日	八日節句	苗代づくり、田おこし、種もみ返し、寺の行事で白い象を飾り甘茶を接待する。万満寺の仁王様の股くぐり。病気になるないように祈願する。
四月	八日	花祭	
	十八日	仁王股くぐり	

農事	節句	内容
五月五日	さなぶり	田起し、種まき、代かき、土ならし。
六月	虫送り	田植の終わった日、荒神様に苗を奉納する。代かき、土ならし、早苗とり、田植え。
七月七日	七夕	真菰で作った牛、馬にさなぶりの時の苗をタテガミにみたてて飾る。
八月五日	迎え火	ヒエ抜き。
八月十四日	お盆	迎え火を焚いて仏を迎える。
八月十五日	燈籠流し	盆参り。
八月二十五日		送り火。
八月三十一日		農具市
九月		水田の管理
十月	秋祭	秋の彼岸
十月十日	日像様	稲刈り、稲干し、脱穀。
十月二十日	えびす講	豊作の感謝祭
十月三十日	手児奈講	糠すり、俵詰め。
十一月		(てがら講)子育て祈願。
十二月		米の出荷、肥料作り、餅つき
十二月二十八日	八日節句	餅つき
十二月三十日		お飾り、門松立て、神棚にマコをかける。ワラ仕事、餅つき、飾り。

新松戸の

野鳥

新松戸で多く見かける野鳥は、鶇、雀、椋鳥等でこれらは留鳥といい、渡りをせず一年中同じ場所にいる鳥です。雉鳩・鴉・四十雀・軽鴨・鷺などもこれらの仲間です。

また漂鳥といわれ年中日本にいる鳥で、四季によって住む場所をかえていく鶇・青鷗・瑠璃鷗・鴨等も見られます。

渡り鳥の中の冬鳥が今新松戸にやってくる来ています。主に鴨類・千鳥類・鶇・野鶇・鴉子鳥等でこれらの鳥達は、北極から南米の広大な草原に行く旅の途中で日本に立ち寄り、しばし羽を休め体力を回復させるのです。鶇は夏鳥で、えさは江戸川沿いの休耕地や水田、坂川周辺などで蚊や蠅子などを主に獲っているようです。巣づくりには外敵の少ない民家の軒やビルの間を好み、巣をつくる材料の中には、ビニールや釣糸が交っていることもあります。

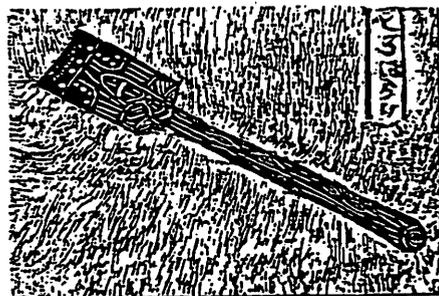


「泥さらい」

毎年二月下旬から三月にかけての
 渇水期に行われる泥さらいは、農家
 の人々にとって重要な年中行事の一
 つでした。

田畑の間を流れる用排水路や屋敷
 まわりの堀などには、自然と泥土が
 たまって水の流れが悪くなり、時に
 はガスの発生をまねきます。それを
 防ぐために、泥土をかきあげ、水の
 流れを良くし、田舟を通りやすくし
 たのです。坂川本流の泥さらいにつ
 いては関係町村の耕作面積、所有面
 積、戸数などに応じて持ち場が決ま
 っており、村々をあげていっせいに
 行われました。そして、五、六年に
 一度は大がかりに川底がさらわれ、
 かきあげられた泥土は泥肥(肥料)
 として田畑に入れられたり、堤防の
 かきあげなどに使われました。

昭和四十年代に入り機械が導入さ
 れるまでは、ドロハライ、ヘドロカ
 キ、ジョレン、ウツル、スキなどを
 用いたまったくの手作業でした。



民具とは

私達の同胞が日常生活の必要から
 技術的に作り出した身近卑近の道具
 とされています。分類項目は、

- 一、衣食住に関するもの
 家屋・灯火具・調理、飲食用具
 食料及び嗜好品・服物・履物・
 装身具・出産、育児用具・衛生
 保健用具
 - 二、生業に関するもの
 農具・山樵用具・狩猟用具・漁
 撈用具・防織色染に関するもの
 ・蓄産用具・交易用品・其他
 - 三、通信、運搬に関するもの
 運搬具・行旅具・報知具
 - 四、団体生活に関するもの
 - 五、儀礼に関するもの
- となつていて生活全般にわたります。

日誌抄

昭和62年

5・7 馬橋北小四年生来館

館研修「江戸川八十八ヶ所」

君津市有志来館

6・12 小山市有志来館・建設省制作

「よみがえる川」完成

第十八回公開講座

「松戸と教育」

9・9 第四回子供歴史教室開催

8・29 新南小農具版画展に協力参加

坂川の調査①

坂川の調査②

10・2 横須賀小四年生来館

坂川の調査③

坂川の調査④

11 坂川の調査⑤ 博物館協会

14 来館

馬橋北小四年生来館

馬橋北小四年生来館

29 松戸市監査委員会来館

30 新松戸南小四年生来館

坂川の調査⑥

14 大倉理事長自治大臣表彰

20 第十九回公開講座

12・5 「新松戸の野鳥」

20 館内大掃除

仕事納

〈資料館利用のご案内〉

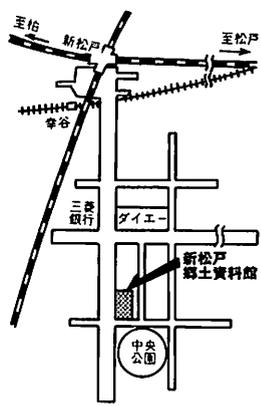
▽開館日 毎週水曜～日曜日

▽時間 10時～16時(ただし、入館は15時30分迄)

▽入館料 無料

▽所在地 松戸市新松戸3-27

▽電話 ☎44-1909 新松戸市民センター3階



編集後記

○坂川と私達のくらしは、現在でも密接につながっています。普段何げなく渡っている橋や川が、やはり多くの人々の労力と、歴史の中にあることを感じました。

○坂川の調査をしている内に、この近在の屋号をもう少しくわしく調べて見ようと言うことになりました。○資料やお聞き及びの事がありましたら当資料館までお知らせ下さい。